

## ■第2条第9項■

この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう<sup>7</sup>に個人情報を加工して得られる個人に関する情報<sup>8</sup>であって、当該個人情報を復元することができないようにした<sup>9</sup>ものをいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること<sup>11</sup>(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法<sup>12</sup>により他の記述等に置き換えることを含む)。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること<sup>14</sup>(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

### 趣旨

本規定は、匿名加工情報の定義を定めたものである。

### 解説

1 平成 27 年の法改正により、特定の個人を識別することができないよう個人情報の加工の方法を定めるとともに、その取扱いに関する規制が新設された。これに伴い、特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを、「匿名加工情報」と定義したものである。

2 匿名加工情報は、個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること等によって、その第三者提供にあたって本人の同意等を要さないようにするなど、別の規律による取扱いを可能とするものである。ただし、匿名加工情報といえども、匿名加工措置を講じた者においては容易照合性が存在する。また、匿名加工情報の受領者にあつては、自身が取り扱う個人情報が当該匿名加工情報と同一人物の情報である可能性があり、その場合には匿名加工情報に含まれる項目を媒介して照合が可能であるため、受領者における容易照合性を否定し得ない部分もある。

このように、匿名加工措置を講じたとしても提供者や受領者における容易照合性が否定されるものではなく、別途、復元や照合によって特定の個人を識別することを禁止することによって、“匿名加工情報は個人情報に含まれない”ものと位置づけている。

匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないよう措置を施したものであり、特定の個人を識別できる情報が含まれないものであることから、個人の権利利益の侵害につがならないとの前提の下、匿名加工情報には個人情報と同じ規律を課さず、より緩やかな規律で取扱いができるようにしたものと見える。

3 匿名加工情報は、その提供にあたって本人同意が不要である点、開示等の請求の対象とならない点等を踏まえると規制緩和の側面を有するが、一方で、規制強化の面も併せ持っている。

## 第四章 個人情報取扱事業者の義務等

### 第一節 個人情報取扱事業者の義務

#### 第十五条(利用目的の特定)

(平二七法六五・一部改正)

##### ■ 第15条第1項 ■

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱う<sup>2</sup>に当たっては、その利用<sup>3</sup>の目的(以下「利用目的<sup>4</sup>」<sup>5</sup>という。)をできる限り<sup>6</sup>特定<sup>7</sup>しなければならない<sup>8</sup>。

##### 趣旨

本規定は、個人情報の適正な取扱いを実現するための前提として、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の利用目的をできる限り特定することを義務づけたものである。

##### 解説

1 個人情報は、その取扱いの態様によっては、個人の人格的、財産的な権利利益を損なうおそれのあるもの(大綱<sup>2</sup>)であることから、その適正な取扱いを図ることにより、個人の権利利益の侵害を防止する必要がある。

そこで、法第4章『個人情報取扱事業者の義務等(法第15条から第58条まで)』では、個人情報の適正な取扱いを実現するため、個人情報取扱事業者に対して、その取り扱う個人情報の利用目的を特定することを義務づけ(法第15条第1項)、不必要な個人情報の取扱いを制限するとともに、当該利用目的を本人に通知又は公表させることにより、自己の個人情報がどのように利用されるかわからないこと等から生じる不安感を緩和し、本人自らが権利利益の侵害を防止するために対応することができるようにしている。

なお、本条は個人情報の適正な取扱いを確保するための根幹となるものであるため、適用除外規定は設けられていない。

2 「個人情報を取り扱う」とあるが、これは、個人情報に関する一切の行為(取得、入力、蓄積、編集・加工、更新、消去、出力、利用、提供等)を含む概念である。

3 「利用」とは、取得及び廃棄を除く取扱い全般を意味すると考えられる。したがって、個人情報を保管しているだけでも利用に該当する。(個人情報保護委員会 Q&A)

4 「利用目的」とは、個々の処理ごとの目的ではなく、個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報が利用されるかという趣旨である。したがって、他の事業者等から委託を受けて単に個人情報を処理することのみを行い、個人情報の内容に関与する権限を有しない個人情報取扱事業者にあつては、委託業務の遂行がその利用目的となる。また、個人情報を第三者に提供することも利用目的に含まれる。

5 「できる限り」とは、個人情報の利用目的を抽象的、一般的に特定するのではなく、可能な限り、具体的に特定することを求める趣旨である。利用目的を特定する義務を緩やかなものにしようとする趣旨ではない。

## 第二十六条(第三者提供を受ける際の確認等)

(平二七法六五・追加)

### ■第26条第1項■

個人情報取扱事業者は、第三者<sup>3</sup>から個人データ<sup>4</sup>の提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する<sup>10 11</sup>場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者<sup>15</sup>(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるもの<sup>16</sup>にあっては、その代表者又は管理人)の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯<sup>18</sup>

### 趣旨

本規定は、個人情報取扱事業者に対し、第三者から個人データの提供を受ける際には、①当該第三者の氏名及び住所、②当該第三者による当該個人データの取得経緯を確認することを義務づけたものである。

### 解説

- 1 本規定は、個人データの第三者提供を受ける際には、取得しようとする個人データが不正に取得されたものではないかどうか等の確認義務を個人情報取扱事業者に課すことによって不正の手段による取得を防止するとともに、不正の手段により取得された個人データの拡散防止を目的として、平成27年の法改正により新設されたものである。
- 2 従前より、不正の手段により取得された個人情報であることを明確に認識しながら二次的に取得することは、不正の手段による取得に該当するものとして本法の罰則の対象となっていたが、取得した個人情報取扱事業者が『適正に取得されたものであると信じていた』という旨の主張をした場合、それを覆して不正の取得を認定することは容易ではなかった。

平成26年7月、大手通信教育会社B社の顧客情報等が大量漏えいした事案において、警視庁による捜査の結果、情報を抜き取ったシステムエンジニアは不正競争防止法違反の容疑で逮捕・起訴され、B社に対しては、安全管理措置義務違反及び委託先監督義務違反を理由に再発防止等の勧告が行われた。

一方で、その個人情報を買い取った名簿事業者に対しては、法令上、特段の違反行為がなかったため行政処分を何ら行うことができず、それゆえ、名簿事業者による取得は不正ではないのか、大手通信教育会社の顧客名簿であることに気づいていたのではないのか、名簿事業者が保有している当該漏えいデータを削除させなくてもよいのか、本人の同意がない名簿の流通を規制できるようにするべきではないのか、といった問題点が多く指摘されることとなった。

そこで、不正に取得された個人データが、名簿事業者等に転売されることを防止し、問題がある取得行為について広く法違反を問うことができるようにするため、取得時に

## 第二十九条(訂正等)

(平二七法六五・旧第二十六条線下・一部改正)

### ■第29条第1項■

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正<sup>3</sup>、追加又は削除<sup>4</sup>(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。

#### 趣旨

本規定は、本人は、当該本人が識別される保有個人データの内容の訂正等の請求権を有する旨を明らかにしたものである。

#### 解説

- 1 本規定は、平成27年の法改正により新設されたものである。
- 2 「内容が事実でないとき」とあるが、これについて次のように整理することができる。
  - (ア) 本人が訂正等を請求することができるのは、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないとする理由がある場合に限られる。訂正等を請求する本人は、その請求に相当の理由があることについて合理的な説明を行う必要があり、そのような説明がなされない場合、個人情報取扱事業者には、必要な調査及び内容の訂正等を行う義務(法第29条第2項)は生じないものと解される。
  - (イ) 本人は、多くの場合、保有個人データの開示(法第28条第2項)を受けて、その内容が事実でないと認識するに至ると考えられる。とはいえ、本人と個人情報取扱事業者との間の取引等に伴って、当該本人が識別される保有個人データの内容を知る場合も想定され得ることから、本規定の対象となる保有個人データは開示されたものに限定していない。
  - (ウ) 個人の評価を内容とする保有個人データについては、本人から請求があった場合でも、個人情報取扱事業者には当該評価の内容の訂正等を行う義務はない。しかしながら、当該評価に誤記がある場合は、個人の評価を内容とする保有個人データであっても、個人情報取扱事業者はその内容の訂正等を行う義務を負うことになる。

個人の評価の前提となる事実が記載されている場合であって、その事実が誤っているときは、個人情報取扱事業者は訂正等を行う義務を負うが、その事実に基づいて行われた評価についても訂正等を行う必要があるかどうかについては、当該評価を行った者が判断すべき問題であり、個人情報取扱事業者が訂正等の義務を負うものではない。
- 3 「訂正」とは、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合はそれを新しくすることをいう。
- 4 「追加」とは、情報が不完全な場合に不足している情報を加えることをいう。
- 5 「削除」とは、情報が不要となった場合にその情報を取り除くことをいう。
- 6 「内容の訂正、追加又は削除」とあるように、『訂正、追加、削除その他の適切な措置』

## 第三十三条(手数料)

(平二七法六五・旧第三十条線下・一部改正)

## ■第33条第1項■

個人情報取扱事業者は、第二十七条第二項の規定による利用目的の通知を求められたとき<sup>1</sup>又は第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる<sup>2</sup>。

## 趣旨

本規定は、個人情報取扱事業者は、保有個人データの利用目的の通知、開示の措置の実施に関して手数料を徴収することができる旨を定めたものである。

## 解説

1 「利用目的の通知を求められたとき」「開示の請求を受けたとき」とあるように、個人情報取扱事業者が手数料を徴収できるのは、保有個人データの利用目的の通知を求められたとき(法第27条第2項)と開示を請求されたとき(法第28条第1項)に限られ、訂正等を請求されたとき(法第29条第1項)、利用停止等を請求されたとき(法第30条第1項)、第三者提供の停止を請求されたとき(法第30条第3項)は、手数料の徴収が認められていない。これについて次のように整理することができる。

- (ア) 手数料を徴収することが適当かどうかについては、特定の行為にかかる費用を当該行為を求める者が負担すべきなのか、事業遂行のためのコストとみなすべきなのかについて勘案した上で決まってくるものと考えられる。
- (イ) 訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止は、そもそもデータ内容の正確性の確保(法第19条)、利用目的による制限(法第16条)、適正な取得(法第17条)及び第三者提供の制限(法第23条)等の義務の履行を求めるものであって、本人への付加的な行為ではないため、本人が手数料を負担することが妥当であるとは考えにくい。
- (ウ) 訂正等、利用停止等及び第三者提供の停止の請求にあたっては、まずは開示の請求や利用目的の通知を求めることが多いと考えられることから、これらの請求に手数料を認めることとすれば、本人に二重の負担を課すことになってしまう。
- (エ) 利用目的の通知や開示については、その理由にかかわらず、原則として本人からの請求等があれば、個人情報取扱事業者としてはそれに応じざる得ないことから、請求等の濫用を防止する観点からも手数料を徴収する必要があると考えられる。

- 2 「手数料」とは、他人の請求等に応じて行った特定の行為に対する報償として收受する金銭をいう。
- 3 「徴収することができる」とあるように、必ずしも手数料を徴収しなければならないというわけではなく、無料としても差し支えない。
- 4 請求に係る保有個人データについて開示しない旨の決定がなされた場合も含め、手数料を徴収することができる。

これは、開示又は不開示の決定は、個々の請求ごとに判断されるものであり、たとえ

## 第三十八条(識別行為の禁止)

(平二七法六五・追加、平二八法五一・一部改正)

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報<sup>2</sup>を取り扱うに当たっては<sup>3</sup>、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために<sup>4</sup>、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十四条の十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)<sup>5</sup>の規定により行われた加工<sup>6</sup>の方法<sup>7</sup><sup>8</sup>に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報<sup>9</sup>と照合してはならない。

**趣旨**

本規定は、匿名加工情報取扱事業者に対し、匿名加工情報(自ら作成したものを除く。)を取り扱う場合には、①受領した匿名加工情報、行政機関非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の加工方法等情報を取得すること、②本人を識別するために他の情報と照合することを禁止したものである。

**解説**

1 本規定は、平成27年の法改正により新設されたものである。

匿名加工情報は、個人情報に含まれる項目の一部を削除することによりデータ単体で特定の個人を識別できないものとし、さらには個人識別符号の全部を削除することにより他の情報と組み合わせた場合においても、特定の個人が識別されることの蓋然性を減じたものである。

しかしながら匿名加工を施したとしても、匿名加工情報を取り扱う者自身が保有するデータや、世間に公開されている大量かつ多種多様な情報と突合させて分析することにより、これらの情報に含まれる共通の項目から個人に関する情報が集積する等して個人の特定に結びつくおそれが高い状態になり得る。

匿名加工情報の提供先において個人情報に復元される可能性をおそれ、データの流通そのものを躊躇したり、データに含まれる有意な項目を削除又は置換して有意さを欠く状態に加工してしまえば、イノベーションやビジネスの創出を期待する匿名加工情報制度の趣旨が全うできなくなってしまう。そもそも本法が個人情報について、同意を含む本人の関与を求めているのは、本人が関与することを通じて、本人の意図する情報の取扱いを求めることによって、本人の権利利益の侵害を防止しようとするところにある。

そこで、匿名加工情報の取扱いにあたっては、本人の関与に代えて、本人の権利利益の侵害を防止するため規律が必要であり、その一つとして加工方法等情報を取得すること及び他の情報と照合することを禁止する本規定が設けられている。

2 「匿名加工情報」とあるが、匿名加工情報データベース等を構成するものに限られる。

〈法第36条第1項〉

3 「匿名加工情報を取り扱うに当たっては」とあるが、これは、匿名加工情報に関する

## 第四十五条(事業所管大臣の請求)

(平二七法六五・追加)

事業所管大臣は、個人情報取扱事業者等に前二節の規定に違反する行為があると認めるとき<sup>2</sup>、その他個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるとき<sup>3</sup>は、個人情報保護委員会に対し、この法律の規定に従い<sup>4</sup>適当な措置をとるべきことを求め<sup>5</sup>ることができる。

### 趣旨

本規定は、事業所管大臣は、個人情報保護委員会に対し、個人情報取扱事業者等による個人情報等の適正な取扱いを確保するため、適当な措置をとるべきことを請求できる旨を定めたものである。

### 解説

1 本規定は、平成27年の法改正により新設されたものである。

同年の法改正により、本法に基づく監督権限が個人情報保護委員会に一元化されたため、事業所管大臣は、立入検査等の権限の委任を受けない限り(法第44条第1項)、当該権限を行使することができない。しかしながら、事業所管大臣が所管の業法に基づいて監督を行っている中で、業法違反と併せて個人情報保護法違反の事実を発見することも十分に考えられる。

このような場合において、本法に基づく権限がないとの理由から何もせずに当該事実を看過することは妥当ではない。また、所管の事業者に法令違反の疑いがある場合において、これが適切な形で是正されるようにすることは、所管事業の健全な発展を目指す事業所管大臣にとって有用であるともいえる。

他方、事業所管大臣が日常的に事業者と接する中で個人情報の不適正な取扱いを把握し、これについて所管分野の専門的知見を踏まえた判断の下に措置請求を行うことは、広範な分野の事業者を監督しなければならない個人情報保護委員会の立場からすれば、その監督をより実効的かつ有意義なものにするものと考えられる。

そこで、個人情報保護委員会に単に情報提供するだけでなく、事業者の違反行為が是正されるよう、事業所管大臣が一定の関与ができる仕組みとするため、本規定が設けられたものである。

2 「違反する行為があると認めるとき」とは、個人情報取扱事業者等が本法上の義務を履行していないことを事業所管大臣が発見したときをいう。

3 「適正な取扱いを確保するために必要があると認めるとき」とは、本法の規定に明確に違反しているわけではないが、個人情報保護委員会による指導や調査が必要と認められるときをいう。例えば、事業者が新たに提供を始めようとするサービスにおける個人情報の取扱いが、本法に違反していると認められる場合が考えられる。

4 「適当な措置」として、個人情報取扱事業者等に対する報告等の徴収、立入検査、指導、助言、勧告、命令等が該当する。

## 第四十八条(欠格条項)

(平二七法六五・旧第三十八条線下・一部改正)

- 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない<sup>2</sup>。
- 一 この法律の規定により刑<sup>4</sup>に処せられ<sup>5</sup>、その執行を終わり<sup>6</sup>、又は執行を受けることがなくなった日<sup>7</sup>から二年を経過しない者
  - 二 第五十八条第一項の規定により認定を取り消され<sup>11</sup>、その取消の日から二年を経過しない者
  - 三 その業務を行う役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
    - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
    - ロ 第五十八条第一項の規定により認定を取り消された法人において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者でその取消の日から二年を経過しない者

### 趣旨

本規定は、個人情報保護団体の認定申請について、申請者の欠格要件を明示したものである。

### 解説

- 1 認定個人情報保護団体は、個人情報等の適正な取扱いの確保を目的とした業務(法第47条第1項各号)を行うにあたって、国民から一定の信頼性を有する者として認識される者である。このため、認定の取消根拠に該当し、適正かつ確実に業務が運営されない可能性が高いと考えられる者に対しては、認定を行わないこととしている。
- 2 「認定を受けることができない」とあるように、申請者の欠格要件(法第48条各号)に抵触していると認められるときは、絶対に認定を受けることができない。

### <第1号>

- 3 本号は、2年以内に個人情報保護法の規定に違反して刑に処せられていた者を申請者の欠格要件の一つとしたものである。刑に処せられても一定の期間が経過すれば、再度同様の違反行為を行う可能性は低くなっているものと考え、2年を経過した場合には認定の適格者に戻すこととしている。
- 4 「刑」とは、科料以上の処罰をいう。一方、過料は「刑」にあたらなため、法第88条により過料に処されたとしても、本号の欠格要件に抵触しない。
- 5 「刑に処せられ」とは、刑の判決が確定した場合をいい、公判中の者又は控訴もしくは上告中の者はこれに含まれない。
- 6 「執行を終わり」とあるが、これは刑の執行が完了したときをいう。刑の執行猶予中の場合は、刑の執行が終わったことにはならない。
- 7 「執行を受けることがなくなった」とは、刑の執行免除(恩赦法第8条)、外国において